

## 葛巻町中小企業振興資金保証料補給規則

平成27年3月17日規則第3号  
改正 令和6年3月11日規則第5号

### (目的)

第1条 この規則は、葛巻町中小企業振興資金融資規則（以下「融資規則」という。）第10条の規定により、融資に付される信用保証の保証料を補給し、もって町内中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関 融資規則第2条第2号に定める金融機関をいう。
- (2) 被保証人 融資規則に基づく融資を受けた者をいう。

### (保証料補給契約)

第3条 第1条に規定する保証料補給に関する契約は、町長が岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）との間に締結する契約書によって行うものとする。

### (保証料補給の対象資金)

第4条 保証料補給の対象資金は、融資規則に基づいて金融機関から融資を受けた資金とする。ただし、債務者が債務の履行を遅延した場合の延滞額を除く。

### (保証料補給の額)

第5条 保証料補給の額は、保証料相当額とする。ただし、経営者保証を不要としたことによる保証料率上乘せ部分については対象外とする。

### (保証料の計算方法及び徴収方法)

第6条 保証料の計算方法及び徴収方法は、協会の定める業務方法書及び業務取扱要領の規定による。

### (保証料補給の請求)

第7条 協会は、前月に融資の実行があった資金に係る保証料補給金について、原則として毎月、計算書を付して町長に請求するものとする。

### (保証料補給金の支払)

第8条 町長は、融資規則による融資の実行及び保証料補給金の計算を確認のうえ、協会に支払う。

### (保証料補給金の返還)

第9条 町長は、保証料補給金の補給に過誤があると認めるときは、保証料補給金の全部又は一部の返還を協会に命ずることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。